

困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に  
関する基本計画のパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

令和5年12月28日（木）から令和6年1月29日（月）まで

2 意見提出件数

提出件数（有効件数）	意見提出者数
16件（16件）	1人（個人1人）

3 有効意見内訳

項目	件数	主な意見内容	
計画の対象者	1件	・トランスジェンダーに関すること	1件
取組事業	7件	・性的マイノリティに関すること	2件
		・DV被害者及び同伴児童の支援に関すること	2件
		・外国人への支援に関すること	1件
		・事業の対象者に関すること	2件
民間支援団体	4件	・民間支援団体との連携支援に関すること	1件
		・民間支援団体の情報公開と適切な運営に関すること	3件
指標・実績	4件	・実績に関すること	1件
		・体裁、レイアウトに関すること	1件
		・目標値に関すること	2件

4 意見内容及びそれに対する県の考え方

別添のとおり

5 意見による案の修正

無し

No	該当ページ	御意見	意見に対する県の考え方
1	p2 5 計画の対象	<p>困難な問題を抱える女性に国基本方針で言及されるいわゆる「自認女性」は含まれますか？</p>	<p>含まれております。トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討してまいります。</p>
2	p2 5 計画の対象	<p>本計画では「性的マイノリティに関する研修会を実施(p32)」していますが、DV被害者でない法的には男性の性的マイノリティは本支援の対象でしょうか？ その中でも、女性を自認するトランスジェンダーの方々以外を支援対象とする場合、二つの法および困難女性支援法の国基本方針を超えた判断となりますので、県として支援する根拠や理由などの説明が必要です。</p>	<p>主な取組には幅広く関連事業を掲載しており、性的マイノリティの方がDV被害に遭われることも想定されることから、性的マイノリティへの正しい知識と適切な対応を学ぶため、担当職員や相談員等を対象に研修会を実施しております。本計画に関連する行政職員や相談員についても、本研修で正しい知識と適切な対応を学ぶ必要があることから関連事業として掲載しております。</p>
3	p24 基本目標4	<p>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを望みます。 本支援は地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。</p>	<p>困難な問題を抱える女性やDV被害者の意思を尊重した支援が実施できるよう、民間支援団体との連携支援も1つの選択肢として取り入れ、広く情報収集を行いながら適切な運営に努めてまいります。</p>

4	p24 基本目標4	民間団体との連携・協働厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。	各支援事業については、法令及び各種国からの通知に基づき適切に実施してまいります。
5	p32 主な取組	「性的マイノリティに関する研修」を催すことになっていますが、「困難女性」および「DV被害者」を対象とする本支援事業で「性的マイノリティ」に絞った研修を行う意図をご教示ください。	主な取組には幅広く関連事業を掲載しており、性的マイノリティの方がDV被害に遭われることも想定されることから、性的マイノリティへの正しい知識と適切な対応を学ぶため、担当職員や相談員等を対象に研修会を実施しております。本計画に関連する行政職員や相談員についても、本研修で正しい知識と適切な対応を学ぶ必要があることから関連事業として掲載しております。

6	p35 施策1-3 保護 体制の充実 強化	関係機関での被支援者情報共有の義務化と、その際にやり取りする情報のフォーマット化(宮城県DV被害者支援共通シート)は素晴らしい取組に見えます。 是非、同様の取組を「困難女性」に対しても広げてください	DV以外の相談主訴であっても根底にDV問題を抱える場合があることから、DV被害者かどうかに関わらず一時保護を実施するにあたって宮城県DV被害者支援共通シートを活用しており、名称の変更について検討しております。
7	p38 施策1-4 外国 人・高齢 者・障害 者等への配慮	外国人への支援について、帰国も一つの選択肢として考慮し、出入国在留管理局や、国際移民機関(IOM)などの行政機関、専門機関とのれんけいを望みます。	外国人を含む困難な問題を抱える女性やDV被害者の意思を尊重した支援が実施できるよう、必要な支援を実施してまいります。
8	p49 主な取組	DV被害者の同伴児童について、残念ながらDV被害者が子どもに対しては虐待加害者となってしまうケースがあります。そのことを念頭に、児童の権利・安全を第一に考え、必要に応じてDV被害者と子どもを切り離して保護することが否定されないようにすべきです。 また、その必要性を判断する機会として、保護にあたっての医師や心理士の面談も活用できないでしょうか？	同伴児童のいるDV被害者の保護や支援にあたっては、児童相談所等とも連携し、必要に応じて医師や心理士の面談、母子分離等を行っております。引き続き適切な支援に努めてまいります。
9	p51 ひきこもり 支援推進事 業	これは「困難な問題を抱える女性」への支援でしょうか？ そうでない場合、本支援計画に入れる合理性が分からず、本支援計画でDV被害者でない男性を支援することの根拠や理由について、県の考えをご教示ください。 あるいは支援対象が女性に留まる場合、本支援ではなく、孤独・孤立対策等で性別に関わらずに支援されるべきと考えます。	主な取組には幅広く関連事業を掲載しており、ひきこもりの原因となる根底にはDV被害や困難な問題が関連している場合が想定されますので困難な問題を抱える女性やDV被害者及び同伴児童の早期発見に繋がる取組として必要な事業です。

10	p51 ヤングケア ラー支援体 制強化事業	これは「困難な問題を抱える女性」への支援でしょうか？ そうでない場合、本支援計画に入れる合理性が分からず、本支援計画でDV被害者でない男性を支援することの根拠や理由について、県の考えをご教示ください。 あるいは支援対象が女性に留まる場合、本支援ではなく、孤独・孤立対策等で性別に関わらずに支援されるべきと考えます。	主な取組には幅広く関連事業を掲載しており、経済的問題を抱える家庭など、育つ家庭環境に応じた同伴児童への支援対策が必要です。
11	p56 施策4-1 民 間支援団体 への支援	NPO等の民間支援団体は市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できるとされることから、県市町村には把握する団体の情報を極力公にする、および／または、市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。	NPO法人の各事業年度の事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿等については、内閣府NPO法人ポータルサイト ( <a href="https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/">https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/</a> ) で公開されています。 情報公開につきましては、開示請求に伴い適正な手続きを行ってまいります。
12	p65 1 計画の推進	確認された「計画の進捗状況」など、毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価など、本支援の状況について公開する計画があればご教示下さい。 また、支援活動が多岐にわたることから、進捗確認や必要な財政措置の検討は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべきと考えます。	本計画の対象となる困難な問題を抱える女性及びDV被害者については、秘密性を含む支援があるため一部の実績は非公開としております。相談件数など公開に差し支えない実績については当年度分を次年度に公開しています。また各取組の実績については毎年度取りまとめ、関係機関会議等で活用してまいります。
13	p65 4 指標	数値指標が何であるかは、計画本紙および概要において、より目立つよう記載すべきです。	体裁やレイアウトについては、全体のバランスを考慮し配置しております。

14	p65 4 指標	<p>実際に何人の自立に繋げるかなど、支援成果そのものについて指標を示せないでしょうか？</p> <p>数値指標が体制整備と広報のみですが、支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。</p> <p>五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、支援そのものを指標に入れてはいかがでしょうか？</p>	<p>相談や保護件数については、必要としている方の数が日々変化していくことに加え、一人ひとり丁寧に支援をしていくことが大切であるため、指標として馴染まないと考えております。また期日を指定しない中長期的な支援の選択肢も大切だと考えております。</p> <p>なお、県の役割として、各地域の相談環境や連携体制の整備、DV防止に関する意識啓発についても非常に重要な取組であり、各市町村や民間支援団体が適切な地域支援を行い、県民に対するDVの啓発活動の浸透度を確認する指標として適切だと考えております。</p>
15	p65 4 指標	<p>数値指標とする項目には、本計画が完了する令和10年度における想定なし希望を、参考値または目標値として掲げてはいかがでしょうか？</p>	<p>本指標については進捗状況等により評価や検証を行うために設置しております。いただいた御意見を基に今後も適切な指標設定を検討してまいります。</p>
16	全体	<p>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認められ、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い活動となることを望みます。</p>	<p>本計画に掲載されている事業については支援対象者一人ひとりに寄り添いながら適切に実施してまいります。</p>